3　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　飛行場管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三～十　（略）

4　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前三項に規定するもののほか、航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事務（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うもの並びに空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　成田空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（航空法第九十七条第一項の規定による承認及び当該承認を与えた航空機の到着の通知に関することを除く。）。

二　航空機の航行の方法に関すること。

三　（略）

四　航空情報（電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

五・六　（略）

（削る）

6　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び前項に規定するもののほか、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

7　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

3　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　飛行場管制業務に関すること。

二　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること。

三～十　（略）

（新設）

4　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、成田空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（航空法第九十七条第一項の規定による承認及び当該承認を与えた航空機の到着の通知に関すること並びに空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二　航空機の航行の方法に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

四　航空情報（電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

五・六　（略）

5　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（航空法第九十七条第一項の規定による承認及び当該承認を与えた航空機の到着の通知に関することを除く。）。

二　航空機の航行の方法に関すること。

三　（略）

四　航空情報（電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

五・六　（略）

（削る）

6　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び前項に規定するもののほか、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

7　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。